

「南阿蘇村」が実施している 「医療費助成事業」の新規受託について（お知らせ）

■実施機関番号

南阿蘇村	母子父子	83.43.191.6
------	------	-------------

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
南阿蘇村	母子父子	83	ひとり親家庭などの父または母（扶養する児童が20歳に達する誕生日まで）や児童（18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで）ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外（償還払い）とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1

※助成内容の詳細については各自治体HPをご参照願います

■受託年月：令和7年4月診療分

■対象医療機関等：県内の医療機関等

■その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給資格者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。